# 電気・ガス価格激変緩和対策事業における値引き期間延長のお知らせ

拝啓 初秋の候、貴社におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

当社は、政府が実施する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」(以下、「本事業」といいます。) に参加し、電気料金の値引きを実施しております。本事業に基づく料金の値引き期間の終期につきまして、当初は 2023 年 9 月使用 (2023 年 10 月検針) 分までとされておりましたが、今般、政府により当該値引き期間を 2023 年 12 月使用 (2024 年 1 月検針) 分までの延長が決定されたことをお知らせ申し上げます。

また、合わせて本事業による値引きの内容を、改めて以下のとおりお知らせ申し上げます。 今後ともネットランでんきのご利用の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

## 1. 適用範囲

この値引き条件に関しては、電気供給約款にもとづき、低圧または高圧で電気の供給を受けるお客様 に適用いたします。

#### 2. 適用期間

2023 年 1 月使用 (2023 年 2 月検針) から 2023 年 12 月使用 (2024 年 1 月検針) 分に適用いたします。

### 3. 料金

- 2(適用期間)に定める適用期間における、電気料金種別定義書に定める電力量料金は、
- 4 (価格激変緩和値引額) に定める価格激変緩和値引額を差し引いたものとします。

## 4. 価格激変緩和値引額

価格激変緩和値引額は、その1月の電力使用量に次に定める割引単価を適用して算定いたします。

· 2023 年 1 月使用(2023 年 2 月検針)~2023 年 8 月使用(2023 年 9 月検針)分

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7円00銭
	高圧で供給を受ける場合	3円50銭

· 2023 年 9 月使用 (2023 年 10 月検針) ~ 2023 年 12 月使用 (2024 年 1 月検針) 分

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3円50銭
	高圧で供給を受ける場合	1円80銭